

令和5年第2回昭島市議会定例会一般質問＜教育委員会関係＞について

林 まい子 議員(3～4ページ)

- 1 子どもの育ちを支えよう【学校教育部】
 - (1) 不登校対応について
 - (2) オーガニック給食について

松原 亜希子 議員(5～7ページ)

- 1 熱中症対策について【学校教育部】
 - (2) 小・中学校における取り組みについて
- 2 誰一人取り残さない教育環境の整備について【学校教育部】
 - (1) 不登校支援の推進について
- 3 環境にやさしい街づくりについて【学校教育部】
 - (2) 小・中学校におけるフードドライブの拡充について

美座 たかあき 議員(8～11ページ)

- 2 小中学校の義務教育の安定について【学校教育部】
 - (1) 公立小中学校教職員への研修内容と頻度・成果
 - (2) 初任者から3年次の若手教員への研修内容と頻度・成果
 - (3) 「昭島スタートカリキュラム スタートブック」導入の成果
 - (4) 児童会と生徒会の交流頻度と成果

奥村 博 議員(12ページ)

- 1 深刻な物価高騰から市民の暮らし・命を守る対策の強化を問う【学校教育部】
 - (1) 小中学校の保護者負担軽減に向け、学校給食費無償化の実現について

永井 みつる 議員(13～18ページ)

- 1 学校電話の自動応答メッセージについて【学校教育部】
 - (1) 何校が6：30から切り替えているか
 - (2) 全小中学校で6：30からにできないか

- 2 部活動の地域移行について【学校教育部】
 - (1) どのような取り組みからスタートさせるのか
- 3 給食時のマスク着用と黙食について【学校教育部】
 - (1) 全員が黒板の方向を向いて食べていないか
 - (2) 黙食を強制していないか
- 4 貸付型奨学金の給付型への見直しについて【学校教育部】
 - (1) 令和4年度利用実績
 - (2) 給付型への見直し
- 5 アキシマエンスの有効利用について【学校教育部】【生涯学習部】
 - (1) 総合的な学習の時間でアキシマエンスを利用した回数
 - (2) 小中学校の先生に活用していただくための工夫
 - (3) 図書館利用の意義をどう広めるか
 - (4) モチベーション増進のための表彰式・賞品を検討できないか
 - (5) 昭島市内の学校とどのような連携をするのか

渡辺 純也 議員(19～20ページ)

- 2 「教育のまち・昭島」の実現に向けた取り組みについて【学校教育部】
 - (1) 教育に関わる諸課題について

ひえの たかゆき 議員(21～22ページ)

- 1 障害者（児）当事者や保護者が安心して生きられるまちづくり【学校教育部】
 - (3) 障害児の将来生きるために必要な学習について

なかお フミト 議員(23ページ)

- 1 子育てしやすい昭島市をめざす取り組みについて【学校教育部】
 - (2) 昭島市立小中学校の給食費無償化について

林 まい子 議員

1 子どもの育ちを支えよう【学校教育部】

(1) 不登校対応について

(2) オーガニック給食について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「子どもの育ちを支えよう」についてのうち、はじめに1点目の「不登校対応について」ご答弁申し上げます。

不登校児童・生徒への支援につきましては、学校、保護者、関係機関が連携し、誰一人取り残さない学びの保障に向けて、児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っております。

まず、主な課題についてであります。1点目といたしましては、不登校を生じさせないために楽しい学級づくりや学校づくりを行うこと、2点目は、教員や学校の不登校に関する理解や支援の力を高め、悩みや不安をもつ児童・生徒に適切な対応ができるようにすること、3点目は、効果的な支援につなげる相談体制の確立と専門家との連携の充実を図る必要があることと捉えております。

次に、主な対応についてであります。1点目といたしましては、それぞれの学校における教育活動の中で、すべての児童・生徒の良さや、成長していることを認めて伝える取組を推進し、自己肯定感を高め、心の居場所を感じられる学級や学校づくりに取り組んでおります。また、学級満足度調査の結果を学級経営や個々の児童・生徒の実態把握のために活用し、不登校の未然防止などに努めております。

2点目は、不登校の初期段階において電話や訪問等で悩みを把握すること、継続した学習支援や個別支援を行い信頼関係が途切れないようにすること、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーの専門家への橋渡しを基本に、生活指導主任会や特別支援教育コーディネータ連絡会、特別支援学級担当者会などの機会を捉えて、各校の取組を情報交換し、自校の取組に生かすことができるよう努めております。

3点目は、全児童・生徒にSOSの出し方に関する教育を実施し、来所や電話相談、SNSやメール等を活用した相談も受けられるよう、東京都や昭島市をはじめ、複数の相談窓口を毎学期周知しております。また、市の相談体制についてお知らせするリーフレット「子どもの健やかな成長と未来を応援するために」を各学校や市のホームページに掲載しているほか、スクール・ソーシャルワーカーと指導主事による学校訪問を実施し、専門家の活用を促しております。

今後におきましても、多様化する悩みや不安を抱える児童・生徒の成長をしっかりと

りと支えていけるよう、一人一人の状況に応じた効果的な対応に努めてまいります。

次に、2点目の「オーガニック給食について」であります。

有機農産物につきましては、市場への出荷量が限定的で一定量が揃わないことから仕入れに困難性があること、また、価格が割高であることや地場野菜の出荷時期と重なる等の理由により、大量調理には導入が難しい現状にあります。

本市における学校給食につきましては、安全かつ安心な食材料を使用する中で、地場野菜も積極的に活用し提供しております。

本市の地場野菜は、土を改良することにより極力農薬を使用しない方法で栽培していると伺っております。地産地消の活用は、安全・安心な給食の提供に繋がることから、引き続き、生産者の方々をはじめ、関係者間において緊密に連携し、取組を推進してまいります。

松原 亜希子 議員

1 熱中症対策について【学校教育部】

(2) 小・中学校における取り組みについて

2 誰一人取り残さない教育環境の整備について【学校教育部】

(1) 不登校支援の推進について

3 環境にやさしい街づくりについて【学校教育部】

(2) 小・中学校におけるフードドライブの拡充について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「熱中症対策について」のうち、2点目の「小・中学校における取り組みについて」ご答弁申し上げます。

はじめに「体育館への冷水器の設置について」であります。

水分補給は熱中症予防に欠かせないものであり、児童・生徒の学校内での水分補給については、自宅から持参した水筒や、水道水による摂取を指導しております。

ご質問の「体育館への冷水器の設置」につきましても、児童・生徒の熱中症予防や、避難所施設の機能向上に一定の効果が期待できますが、設置場所を特定し、新たに給排水設備を設置しなければならないなど、費用面、また、衛生面などにも一定の課題がございます。今後、他市の運用状況の調査や、費用対効果を検証する中で、設置の可否について検討してまいります。

次に、「昨年度、今年度の市内小中学校における熱中症状の発生状況」についてであります。熱中症による救急搬送など、重篤な事例は、これまで発生しておりませんが、暑さなどから運動時に不調をきたした児童・生徒には、保健室や日陰で休憩をとり、水分補給や身体を冷やしてクールダウンさせるなど、体調の回復を促すといった対応を各学校で行っております。

次に、「小中学校での熱中症対策」についてであります。活動前にWBGT計で暑さ指数を計測し、児童・生徒が安全に活動できる環境であることをまず確認し、空調設備等も有効に活用しながら、熱中症予防に努めております。

また、熱中症は命の危険を伴うことから、帽子の着用やマスクを外すことなど、児童生徒が自ら体調管理を行えるよう指導をしております。

さらに、その日の天気・気温、活動内容・場所等の状況により、活動内容等を柔軟に変更することや、活動前後に適切な水分補給を促すこと、また、定期的に日陰での休憩を促すなどの対策を徹底しております。

次に、「熱中症特別警戒情報が発令された場合の対応」についてではありますが、屋外での活動を原則中止とし、屋内においても、WBGT計で暑さ指数を計測し、空調を活用し、安全な環境を確保した上で活動を継続しております。

引き続き、児童・生徒への教育活動が安全・安心の中で実施できるよう、熱中症事故防止の徹底と児童・生徒への啓発に努めてまいります。

次に、ご質問の２点目「誰一人取り残さない教育環境の整備について」の「不登校支援の推進について」であります。

はじめに、「教育委員会による「保護者の会」の設置について」であります。

不登校のお子さんをもつ保護者が悩みを抱え込まないように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援や、教育相談室をはじめ各種相談窓口の周知などに取り組んでおりますが、相談体制のさらなる充実を図ることが、大切であると考えております。

いることに鑑み、教育委員会として不登校児童・生徒の「保護者の会」を設置する考えはございません。しかしながら、相談機関において「保護者の会」に関する情報を提供したり、不登校に関する講演会の場を活用して、保護者が悩みを共有する機会を設けるなどの工夫をすることは可能であると考えております。今後も、不安を抱えている保護者に寄り添うことのできる相談体制の整備を進めてまいります。

現在、不登校のお子さんをもつ「家族の会」などが市内にも自発的につくられて

次に、「教室に行きづらくなった児童・生徒が、学校内で落ち着いて学習できる「スペシャルサポートルーム」についてであります。

昨年度、不登校児童・生徒に個別の学びの場として、校内の学習支援室などの別室を活用して指導した学校は、小学校で10校、中学校は全6校となっております。別室で指導していない小学校の3校は、在籍学級で対応できた学校、放課後の時間を使って対応した学校、別室指導を促したものの実現に至らなかった学校となっております。

別室指導を行う場所の確保は、学校の状況により異なりますが、今後も不登校児童・生徒が利用しやすい学びの場の確保を学校に促してまいります。

次に、「オンライン指導ができる指導体制の確立についてであります。

現在、各学校は、一人一台端末を活用した連絡や、希望する児童・生徒へのオンライン授業を実施しており、自宅や別室指導、教育支援室においても在籍学級の授業を受講できるよう対応しております。

今後も、児童・生徒や保護者の希望に基づきオンラインを活用した学びが行えるよう、学校に働きかけてまいります。

次に、「自宅や別室指導、教育支援室等での学びの評価・評定について」であり

ますが、各学校では自宅など教室以外の学習時に取り組んだ課題や発言などについても、可能な限り評価に加味するよう対応しております。

また、教育支援室の「たまがわ」や「もくせい」で、学校の試験を受けることも可能としております。

今後は、自宅や別室指導など、教室以外で授業を受けている児童・生徒が、課題を提出しやすくしたり、オンライン学習時に在籍学級内で安心して発言したりできる温かい環境づくりを進め、評価・評定に反映できるよう、学校への指導・助言を継続してまいります。

御質問の3点目「環境にやさしい街づくりについて」のうち、1点目の「プラスチックゴミ削減について」御答弁申し上げます。

学校給食用牛乳につきましては、令和4年4月から既にストローレス対応の紙パック牛乳を提供しており、小学校3校においては一部の学年・学級が、中学校3校においては学校全体で、ストローを使わないストローレスを実践しております。

こうしたストローレス実践校の拡大につきましては、牛乳アレルギーがある児童・生徒への安全対策や、小学校低学年の児童が扱いにくいなど、いくつかの課題の解決に見通しをつけていく必要がございます。

児童・生徒が環境問題を身近なものとして捉え、地球環境の保全に資する、持続可能な社会の実現に向けた取組となるよう、実践校における工夫点、課題などを情報共有する中で、今後もストローレス実践校の拡大に努めてまいります。

美座 たかあき 議員

2 小中学校の義務教育の安定について【学校教育部】

- (1) 公立小中学校教職員への研修内容と頻度・成果
- (2) 初任者から3年次の若手教員への研修内容と頻度・成果
- (3) 「昭島スタートカリキュラム スタートブック」導入の成果
- (4) 児童会と生徒会の交流頻度と成果

【学校教育部長】

ご質問の2点目「小中学校の義務教育の安定について」ご答弁申し上げます。

はじめに、「公立小中学校教職員への研修内容と頻度・成果」についてであります。

教育委員会は、教育振興施策に関する基本的な計画として「昭島市教育振興基本計画」を策定し、市内全公立小・中学校に配布し周知を図るとともに、各校長は、この教育振興基本計画を基に教育課程を編成し届出を行うこととしております。

教育課程は、教員が学年経営や学級経営を進める拠り所であり、その基となる教育振興基本計画については、どの教員も等しく理解をしているものと捉えております。

こうした中、教育委員会では、各学校が教育課程を円滑に実施し、ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」を育成できるよう、教員の経験年数や職層に応じた多様な研修を実施しております。

主な研修内容と頻度につきましては、まず、職層に応じた研修として、校長研修、副校長研修は年1回、主幹教諭研修、主任教諭研修は任用時に1回、市の教育目標や基本方針、基本施策について必ず取り上げ、学校教育の重点事項に対する理解を深め、学校の課題や、解決策について考える研修として実施しております。

そのほかに、教務主任会や生活指導主任会などの主任連絡会、特別支援学級担任研修や特別支援教育コーディネーター研修などの特別支援教育に関する研修、人権教育研修やICT担当者連絡会などの教育課題に応じた研修を、いずれもねらいに応じた回数を設定し、学校の教育課題解決のための研修として実施しております。

研修の成果といたしまして、研修に参加した教員が研修で身に付けたことを具体的な教育活動の中で実践したり、他の教員に伝えることで、教育活動の質の向上につなげております。

今後におきましても、市が目指す児童・生徒の育成につながる教育活動の向上が図られるよう、研修の充実や学校との連携に努めてまいります。

次に、「初任者から３年次の若手教員への研修内容と頻度・成果」についてであります。

東京都教育委員会では、初任者から３年次までの教員を若手教員と位置付け、教職に必要な素養を身に付ける研修を義務付けております。

本市では、「学習指導力」、「生活指導・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」の４つの力を身に付け、教育に関わる諸課題に対応する力も育成できるよう、昭島市教育振興基本計画の内容も含めた具体的な研修内容を設定しております。研修形態は、校内における研修と教育委員会が主催する校外での研修、及び学校の管理職経験者である若手人材育成担当による授業観察訪問となっております。

教育委員会が主催する研修の内容と頻度につきましては、初任者には校外での研修を年間１０回実施し、教員が身に付けるべき４つの力をバランスよく育成しております。２年次には「学習指導力」、「生活指導・進路指導力」に重点をおいた研修を年３回、３年次には「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」に重点をおいた研修を年２回実施しております。

授業観察訪問は、初任者には年３回、３年次教員には年１回実施し、授業観察を通して、児童・生徒理解や指導方法、指導技術等について丁寧に指導・助言をしております。

授業観察訪問は、初任者には年３回、３年次教員には年１回実施し、授業観察を通して、児童・生徒理解や指導方法、指導技術等について丁寧に指導・助言をしております。

成果といたしましては、若手教員に必要な力を段階的に身に付けさせ、「いじめ・不登校」「特別支援教育」などの諸課題についても理論と実践を通して対応力を身に付けさせていること、教員同士の交流や切磋琢磨の場となり、学び続ける意欲の向上につながっていること、授業観察を通して自らの課題を意識し、効果的な授業改善につながっていることなどが挙げられます。

次に、「「昭島市スタートカリキュラム スタートブック」導入の成果」についてであります。

スタートカリキュラムとは、小学校へ入学した子どもたちが、就学前の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムであり、入学当初の計画を作成したものとなっております。

その成果であります。1点目といたしましては、1年生児童のスムーズな学校生活への適応につながっていることが挙げられます。

各小学校では、学校に親しみをもち、友達との関わりをもつことのできる学校探検や自己紹介などの学習を4月に行っております。また、就学前に取り組んでいた読み聞かせや手遊びを授業の初めに行うなど、児童が安心して授業に取り組める工夫も行い、児童が安心感をもって生活し、楽しく学習する姿や、自らの力を発揮し、「やってみたい。」という気持ちを引き出せるよう工夫しております。

2点目は、校内体制の強化につながっていることが挙げられます。スタートカリキュラムの編成や見直しにあたっては、校長、副校長、教務主任、1年担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等による校内委員会で検討し、1年生の組織的な支援につなげております。

3点目は、幼稚園、保育所、認定こども園との連携が深まったことが挙げられます。

スタートカリキュラム スタートブックを市内の幼稚園、保育所、認定子ども園に配布し、指導課と子ども子育て支援課が連携して、小学校、幼稚園、保育所、認定子ども園の教員、保育士による情報交換会を開催しております。スタートカリキュラムについて、各教員や保育士からは、「子どもたちが無理なく学校に馴染めるように工夫されている。」「卒園までに、園児にどのような関わりをしたらよいか、考えるきっかけになった。」といったご意見をいただいております。今後も新たに入学する小学校1年生が安心して学校生活を始めることができるよう、取組を進めてまいります。

次に、「児童会と生徒会の交流頻度と成果」についてであります。

市内すべての公立学校が中学校区ごとに小中連携教育を実施しており、児童会と生徒会の交流を年1回から2回程度、実施しております。

取組内容と成果についてであります。1点目といたしましては、小学校6年生が中学校を訪問し、校内の様子や授業の見学、授業や部活動を体験する取組を通して、進学後の中学校の様子を知り、入学に向けた不安の軽減につながっていることが挙げられます。

2点目は、いじめ防止に向けた取組について、児童会と生徒会で交流する活動を実施しており、この活動を通して、いじめ防止の具体的実践の工夫や考え方について理解を深め、児童・生徒がいじめ防止の取組を主体的に考える機会になっていることが挙げられます。また、小・中学校でいじめ防止に向けた取組を一体的に行うことで、9年間を見通していじめ防止の心を培う、効果的な指導につながっていることも挙げられます。

成果といたしましては、若手教員に必要な力を段階的に身に付けさせ、「いじめ・不登校」「特別支援教育」などの諸課題についても理論と実践を通して対応力を身に付けさせていること、教員同士の交流や切磋琢磨の場となり、学び続ける意欲の向上につながっていること、授業観察を通して自らの課題を意識し、効果的な授業改善につながっていることなどが挙げられます。

今後におきましても、昭島市の子どもたちが、他者を思いやる心を持ち、健やかにたくましく成長していけるよう、様々な取組を工夫してまいります。

奥村 博 議員

- 1 深刻な物価高騰から市民の暮らし・命を守る対策の強化を問う【学校教育部】
 - (1) 小中学校の保護者負担軽減に向け、学校給食費無償化の実現について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「深刻な物価高騰から市民の暮らし・命を守る対策の強化を問う」についてのうち、1点目の「小中学校の保護者負担軽減に向け、学校給食費無償化の実現について」ご答弁申し上げます。

本市におきましては、食材料費として保護者にご負担いただく費用と、市の食材料費購入補助金により、安全で安心な食材料を調達しております。令和4年度においては、コロナ禍における物価高騰への対応策として、地方創生臨時交付金を活用する中で、これまでの市の補助金1食あたり6円を24円に増額し、保護者の負担を求めることなく、安全で安心な学校給食の提供に努め、令和5年度も引き続き財政調整基金の取り崩しにより1食あたり24円の補助を継続して実施しております。

学校給食費の無償化につきましては、（ご質問にもございましたが）東京都内においても一部の自治体で実施をしていることは承知をしております。

しかしながら、無償化を実施するためには、新たに多額の自主財源が必要となり、財源の見通しが付かない現時点において、無償化は困難であると考えております。

なお、政府は「こども未来戦略方針」の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、無償化を実施する自治体における取組実態や成果と課題など、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表し、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方針を検討するとしております。

今後、こうした国の動きに注視してまいります。

永井 みつる 議員

- 1 学校電話の自動応答メッセージについて【学校教育部】
 - (1) 何校が6：30から切り替えているか
 - (2) 全小中学校で6：30からにできないか

- 2 部活動の地域移行について【学校教育部】
 - (1) どのような取り組みからスタートさせるのか

- 3 給食時のマスク着用と黙食について【学校教育部】
 - (1) 全員が黒板の方向を向いて食べていないか
 - (2) 黙食を強制していないか

- 4 貸付型奨学金の給付型への見直しについて【学校教育部】
 - (1) 令和4年度利用実績
 - (2) 給付型への見直し

- 5 アキシマエンスの有効利用について【学校教育部】【生涯学習部】
 - (1) 総合的な学習の時間でアキシマエンスを利用した回数
 - (2) 小中学校の先生に活用していただくための工夫
 - (3) 図書館利用の意義をどう広めるか
 - (4) モチベーション増進のための表彰式・賞品を検討できないか
 - (5) 昭島市内の学校とどのような連携をするのか

【教育長】

永井みつる議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、1点目の「学校電話の自動応答メッセージについて」、2点目の「部活動の地域移行について」の、学校の働き方改革に関する基本的な考え方についてご答弁申し上げ、その具体的な対応や、生涯学習に関するご質問につきましては、それぞれ担当部長よりご答弁申し上げます。

教員の仕事は、未来を担う子どもたちに、自らの個性や能力を伸ばし、困難な状況にあっても主体的に道を切り拓き、しなやかに、たくましく生きていくために必要な資質・能力を育成する大変重要でやりがいと魅力のある仕事であります。

一方で、いじめ問題や不登校の増加、特別な支援を要する児童・生徒への対応、情報化社会の進展に伴うICT活用の推進、そしてグローバル人材の育成など、教員

に求められる役割は多岐にわたり、また、教育現場の長時間労働が社会問題となっております。

本市では、「学校の働き方改革実施プラン」を策定し、教員の勤務時間の把握、スクールサポートスタッフや部活動指導員の導入など、教員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境の整備にこれまでも努めてまいりました。

教員の志望者が減少し、一人一人の役割と責任が重くなる今こそ、教員の心身の健康保持やワークライフバランスのとれた生活を実現し、子供と向き合う時間の確保に一層努めることが、大変重要であると捉えております。本年度から開始した学校運営協議会、コミュニティ・スクールの取組も、地域資源を活用した学校教育力の向上を目指すものであります。

今後も、様々な観点から学校を支える人員体制の強化と、学校の教育力の向上、教員の業務改善の推進に取り組み、持続可能な教育の質の向上に努めてまいります。

【学校教育部長】

ご質問の1点目「学校電話の自動応答メッセージについて」ご答弁申し上げます。

はじめに、「何校が6時30分から切り替えているか」についてであります。

自動応答メッセージへの切り替え時間につきましては、平日や休日、夏季や冬季、長期休業期間などにより切り替え時間を変更し運用しております。

その中で、午後6時30分から自動応答メッセージに切り替えている学校は、夏季休業期間中における中学校4校となっております。

なお、令和5年6月現在の平日における切り替え時間は、小学校全13校及び拝島中学校が午後7時から、その他の中学校5校は午後7時30分からとしております。

次に、「全小中学校で6時30分からにできないか」についてあります。

令和5年4月に改訂した「学校の働き方改革実施プラン」において、保護者や地域の方々などとの電話による連絡・相談の終了時刻については、原則として教員の勤務時間終了時の午後4時45分を切り替え時間としておりますが、各学校の事情等によりやむを得ない場合に限り、校長が判断し午後7時30分までの範囲で運用することを可能としております。

ご質問の午後6時30分からの一斉切り替えにつきましては、教員の負担軽減に繋がる一方で、児童・生徒が帰宅していないなどとした保護者からの緊急性のある問い合わせ電話への対応などに一定の課題がございます。

こうしたことから、自動応答メッセージへの切り替え時間につきましては、働き方改革の推進、児童生徒の安全・安心の確保の両面から総合的に判断する中で、各学校の実情に応じて適切に設定するよう改めて周知するとともに、保護者理解を得る中で、切り替え時間の前倒しに向けた検討を促してまいります。

次に、2点目の「部活動の地域移行について」の「どのような取り組みからスタートさせるのか」についてであります。

国が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び、東京都が令和5年3月に策定した「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を踏まえ、本市においても部活動の地域連携・地域移行に向けた課題の共通理解を図るため、昨年度、総合教育会議において、部活動の現状と今後の方策について協議いたしました。

教育委員会における本年度の具体的な取組といたしましては、学校教育部、生涯学習部、中学校の代表者による検討委員会を1学期中に立ち上げ、年間3回を目安に検討を進めてまいります。

この検討委員会における検討内容につきましては、部活動の現状、部活動指導員や部活動指導補助員など外部指導員を配置した効果、学校からの要望などを把握すること、その上で、休日における学校部活動の地域連携・地域移行に携わっていただける地域団体や人材の掘り起こしの検討などを想定しております。

学校部活動の地域連携・地域移行につきましては、中学生が、様々なスポーツ・文化芸術に親しむことができ、教員の業務負担軽減にも資するよう、生徒・教員双方の想いを尊重しながら、段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「給食時のマスク着用と黙食について」であります。

はじめに、「全員が黒板の方向を向いて食べていないか」についてであります。が、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、本市においても座席配置の工夫や適切な換気の確保などを行った上で、給食の喫食時に大きな声をあげない「普通の会話」をしても差し支えない旨、周知してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、給食時間においても適切な換気の確保や喫食前後の手洗いのほかに、特段の感染症対策を講じる必要がない旨、各学校に周知しております。

しかしながら、現在、全員が黒板の方向を向いて喫食している学校が、市内19校中16校ございます。

これには、5類感染症への移行間もないことや、児童数・生徒数に対する教室の物理的環境、また、今なお一部継続している感染防止対策において、より安全側に

立った対応を選択していることや、東京都の新規感染者数が増えている状況が、その主な理由となっております。

次に、「黙食の強制」についてであります。全校において強制の事実はないことを確認しております。

次に、4点目の「貸付型奨学金の給付型への見直しについて」であります。

はじめに、「令和4年度利用実績」につきましては、本市では、「給付型奨学金制度」と「貸付型奨学金制度（育英会）」の2つの制度を設けておりますが、令和4年度におけるそれぞれの利用実績は、「給付型奨学金制度」における新たな給付対象者9名への入学準備金の給付額が72万円で、この9名を含む奨学金の給付人数は22名で、給付金の総額は300万1,700円となっております。

一方、「貸付型奨学金制度」につきましては、高校生への貸付人数は1名で、貸付額は12万円、大学生への貸付人数は1名で、貸付額は36万円となっております。

「貸付型奨学金制度」は令和3年度以降、新規申込み者がなく、平成30年度の貸付額348万円と比較して令和4年度の貸付額は48万円と、利用者が大きく減少している状況にあります。

次に、「給付型への見直し」についてであります。

「給付型奨学金制度」は、田中孝氏からの寄付金及び昭島市田中孝奨学基金の趣旨に賛同する方からの寄付金を原資として運用いたしております。

こうした中、経済的理由により修学が困難な方への支援を充実するため、昨年度、条例を改正し、年度ごとの定員枠及び入学準備金と給付月額を支給額の拡充を図りました。「給付型」に比べ、「貸付型奨学金」の利用者が大きく減少していることは、課題の一つとして捉えております。

「給付型への見直し」につきましては、経済的理由により就学が困難な方へのより実効的な支援策となるよう、他の奨学金制度の状況や動向に注視するとともに、給付型奨学金と貸付型奨学金のより効果的な活用について、引き続き検討してまいります。

【生涯学習部長】

ご質問の5点目、「アキシマエンスの有効利用」についてご答弁申し上げます。

はじめに、総合的な学習の時間でアキシマエンスを利用した回数についてであります。

アキシマエンスは、令和2年6月の開館から年を追うごとに来館者も増え、放課後や休日、夏休み期間等、学習席やグループ学習室も多くの児童・生徒が利用しております。

しかしながら、「総合的な学習の時間」における利用回数につきましては、個別での利用ケースはあるものと捉えておりますが、学校単位での利用実績はございません。

次に、小中学校の先生に活用していただくための工夫についてであります。

今後、「総合的な学習の時間」において有効に活用していただく工夫といたしましては、「総合的な学習の時間」における学習テーマに沿った資料を学校に貸し出す「団体貸出し」や、図書館職員が学校に赴いての図書館の活用講座を実施するなど、アウトリーチ型のサービスを積極的に行うことにより、移動の時間や費用をかけることなく、学校における総合的な学習の時間の中で図書館に親しむことができるような仕組みづくりと、図書館サービスのさらなる周知・啓発に努め、先生方に、また子どもたちにも図書館の利用価値の認識を高めてもらえるよう取り組んでまいります。

次に、図書館利用の意義をどう広めるかについてであります。

「図書館を使った調べる学習コンクール」は、児童・生徒が自ら設定したテーマについて、自分の力で解いていく知的な取組であり、子どもたちは、「調べる学習」を通して、様々な情報の中から自らが必要とする情報の取捨選択の方法を学びます。

現在、子どもたちが手軽に接することができる情報の一つにインターネットがあります。インターネットは、情報の宝庫と言われておりますが、様々な情報が錯綜し、検索の仕方によっては偏った情報や、真偽が疑われるもの、また、出典が明らかでないものにも出会います。

調べる学習を進めるにあたっては、図書館を利用することにより、図書館の蔵書から、またレファレンスサービスから出典の明らかである多様な情報を得ることが可能であり、インターネットからの情報も含めた情報活用力を身に付けることが期待できます。

こうした図書館を使う意義を今後計画しております、「調べ方講座」やレファレンスサービス「調べる学習お助け隊」などを展開して周知啓発を図るとともに、コンクールの案内チラシや市民図書館のホームページ、ツイッター等において広めてまいりたいと考えております。

次に、モチベーション増進のための表彰式・賞品を検討できないかについてであります。

表彰式の開催や賞品の授与につきましては、参加者全員に参加賞を用意するとともに小学校低学年、中学年、高学年及び中学生の各部門の上位入賞者の表彰を既に計画しており、これをモチベーションの増進に繋げてまいりたいと考えております。

次に、昭島市内の学校とどのような連携をするのかについてであります。

市内の高等学校と小中学校の連携につきましては、これまで、市内の中学・高校生が実行委員となって開催する「中学・高校生の読書フォーラム」を継続的に実施し、市内の中学・高校生が連携して一つの成果に繋げる場と機会を提供してまいりました。

今後もこの取組を継続するとともに、「地域コンクール」等における新たな連携の枠組みなど、様々な連携の手法を模索してまいります。

渡辺 純也 議員

2 「教育のまち・昭島」の実現に向けた取り組みについて【学校教育部】

(1) 教育に関わる諸課題について

【学校教育部長】

ご質問の2点目、「教育のまち・昭島」の実現に向けた取り組みについて」の「教育に関わる諸課題について」ご答弁申し上げます。

はじめに、制服やジャージのリユースの現状についてであります。

制服等のリユースは、各中学校において、様々な形で継続して実施をしており、新入生や、成長に伴いサイズを大きくしたいなどの生徒によって活用されております。

なお、制服につきましては、全中学校で実施しておりますが、福島中学校においては、令和2年度に制服のモデルチェンジがあり、この3年間は実施をしておらず、今春卒業した生徒・保護者に対してからリユースの呼びかけを再開しております。

また、ジャージにつきましては、名前が刺繍されているなどの理由により、利用者が少ないことから、リユースの対象外とした学校があり、現在は3校において実施しております。

リユースの周知につきましては、各学校ともPTAが呼びかけ、学校を介して実施しております。

課題といたしましては、数量やサイズ、時期などにより希望と提供が必ずしも一致しないケースがあることが挙げられます。

次に、「就学援助制度対象者以外の方々への補助制度を昭島市独自で設けること」についてであります。

就学援助費は、経済的な事情で教育費の支出が困難なご家庭に就学に必要な費用の援助を行い、義務教育の円滑な遂行を図ることを目的に実施しております。

本市における就学援助の認定基準は、世帯収入が生活保護基準額の1.6倍以下に該当する世帯としており、多摩26市の中でも間口を広くした基準としております。

こうしたことと、就学援助制度対象者以外の方々への市独自の補助制度を設けるためには、新たな財源が必要なことから、現状、困難性があると考えております。

次に、「東京都英語村体験事業について」のうち、はじめに、「事業を継続して行うべき」についてであります。

本事業に参加した児童・生徒からは、授業で学んだ英語を実践で使うことができ、楽しい貴重な機会となったとの感想が多く寄せられており、来年度以降も継続して実施したいと考えております。

次に、「何らかの理由で欠席した児童・生徒への対応について」であります。

後日、個人で申し込みを行い、保護者が引率して体験活動を実施することは可能ですが、体験施設からは、団体料金と個人料金が異なるため、学校単位で申し込みを行った団体料金を、個人料金として適用することはできず、個人の費用負担になるとの回答を得ております。

欠席者に対しては、英語の学習における ALT とのコミュニケーションをより一層充実させるなど、英語村での体験と同様に、英語を使ってコミュニケーションを図る時間を十分確保するよう、各学校に指導してまいります。

次に、「本事業の対象学年の拡充について」であります。対象学年のうち小学校 6 年生については、小学校 3 年生から始まる外国語活動の学習成果を確認し、中学校に進学してからの英語学習に対する意欲の向上に繋げることをねらいとして実施しております。

ひえの たかゆき 議員

- 1 障害者（児）当事者や保護者が安心して生きられるまちづくり【学校教育部】
 - (3) 障害児の将来生きるために必要な学習について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「障害者（児）当事者や保護者が安心して生きられるまちづくり」についてのうち、3点目の「障害児の将来生きるために必要な学習について」ご答弁申し上げます。

本市では、障害のある児童・生徒に対する学びの場として、知的障害のある児童・生徒を対象にした知的障害特別支援学級、知的障害のない自閉症及び情緒障害の児童・生徒を対象にした自閉症・情緒障害特別支援学級、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象にした特別支援教室及び通級指導学級を設置しております。

次に、勉強内容についてであります。知的障害特別支援学級では、学習指導要領を基に、特別支援学校学習指導要領を参考にして、実際の生活場面に即しながら、必要な知識や技能等を身に付けられる特別な教育課程を編成し、段階的な指導を工夫しております。

具体的には、小学校では、衣服の着脱、手洗い、食事等を扱う「日常生活の指導」、買い物や調理、公共施設の利用等を扱う「生活単元学習」を行っております。また、中学校ではこれらに加えて、清掃や植物の栽培など、将来の職業生活や社会的自立に必要な事柄を総合的に学習する「作業学習」を行っております。

自閉症・情緒障害特別支援学級においても特別な教育課程を編成し、通常の学級の学習に加えて、他者とのコミュニケーションや場面・状況に応じた望ましい行動などを学習する自立活動を行っております。

また、特別支援教室では、週に2時間程度、通常の学級から校内の特別支援教室に通い、集団に参加するための方法や感情のコントロールなどを小集団指導や個別指導で学習しております。

通級指導学級の「きこえとことばの教室」では、週1回、在籍学校から「きこえとことばの教室」に通い、吃音や構音障害などの障害に応じた指導を受けて、学習上や生活上の改善を図っております。

また、特別支援教育を担当する教員を対象とした研修会では、教職大学院の准教授等を講師として招聘し、授業観察を通してそれぞれの障害特性に応じた授業研究を行い、児童・生徒の自立と社会参加に向けた授業改善を図っております。

障害のある児童・生徒が将来生きるために必要な力を、小学校・中学校段階から

身に付けていけるよう、引き続き取り組んでまいります。

なかお フミト 議員

1 子育てしやすい昭島市をめざす取り組みについて【学校教育部】

(2) 昭島市立小中学校の給食費無償化について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「子育てしやすい昭島市をめざす取り組みについて」のうち、2点目の「昭島市立小中学校の給食費無償化について」御答弁申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、（ご質問にもございましたが）東京都区部や多摩・島しょ地域の一部の市町村において、完全無償化、或いは一定の要件を付す中で一部無償化を実施していることは承知をしております。

しかしながら、小中学校給食費の完全無償化を実施するためには、新たに多額の自主財源が必要となり、財源の見通しが付かない現時点において、無償化に踏み切るとは困難であると考えております。

また、中学校からの無償化につきましても、同様の理由から現時点において、無償化に踏み切るとは困難であります。

こうした中、政府は「こども未来戦略方針」の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、無償化を実施する自治体における取組実態や成果と課題など、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表し、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方針を検討するとしておりますことから、今後、こうした国の動きに注視してまいります。

なお、本市におきましては、食材料費として保護者にご負担いただく費用と、市の食材料費購入補助金により、安全で安心な食材料を調達しております。

令和4年度においては、コロナ禍における物価高騰への対応策として、地方創生臨時交付金を活用し、これまでの市の補助金1食あたり6円を24円に増額を図り、保護者の負担を求めることなく、安全で安心な学校給食の提供に努め、令和5年度も引き続き財政調整基金の取り崩しにより1食あたり24円の補助を継続して実施しております。